

## 教育委員会11月定例会議事録

**会議名** 教育委員会11月定例会  
**開催日** 令和4年11月24日（木）午前11時00分～午前11時40分  
**開催場所** 議会棟4階 第1委員会室  
**出席者** 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、秋元委員、中川委員（オンライン）、中澤委員

### 事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、籠本教育監、中村社会教育部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

### ○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会11月定例会を始めます。

本日の署名委員は、玉井委員をお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が2件、議決事項が3件でございますが、追加議案として、「報告第26号 市長からの意見聴取について」が提出されております。

そこで「報告第26号 市長からの意見聴取について」を追加し、報告第25号の後に、報告第26号の順で審議することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

それではまず本日の配付資料について、確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、追加議案書の2点でございます。

なお、教育長及び委員の皆様へ配付しております報告第24号及び報告第25号に関する資料は、個人情報の含まれた資料でございますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。

以上でございます。

### ○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、「10月・11月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

10月・11月の一般事務報告をいたします。

まず、10月19日に開催されました令和4年10月市議会臨時会（第2回）でございますが、同日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、及び予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。

次に、11月17日に教育委員懇話会、本日11月24日に、教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして、御報告いたします。

10月11日から11月10日までの教育委員会の後援が16件あり、全て継続の後援でございます。

1件目は、寝屋川市立校園PTA協議会による「第39回寝屋川市立校園PTA協議会バレーボール親善交流会」、2件目は、大阪府小学校道徳教育研究会による「大阪府小学校道徳教育研究会発表大会北河内大会」、3件目は、障害児の子育てを考える集い実行委員会による「第32回障害児の子育てを考える集い 父母と教職員の学習交流会」、4件目は、寝屋川囲碁将棋街づくりの会による「第18回寝屋川囲碁将棋まつり」、5件目は、寝屋川市吹奏楽団による「寝屋川市吹奏楽団演奏会パステルコンサート2023」、6件目は、一般社団法人寝屋川青年会議所による「かわのまちフェスタ2022 第17回フットサルねやがわJ C杯」、7件目は、香里園文化祭実行委員会による「香里園文化祭2022」、8件目は、社会福祉法人大阪誠昭会こもれびこども教室寝屋川市駅前ルームによる「第3回こもれびこども教室講演会」、9件目は、ねやがわ発!!～みんなおいでよ～多文化フェスタ実行委員会による「第13回ねやがわ発!!～みんなおいでよ～多文化フェスタ」、10件目は、池の里クラブによる「エンジョイスポーツDay」、11件目は、寝屋川市謡曲協会による「第177回秋季謡曲大会」、12件目は、一般社団法人寝屋川市薬剤師会による『第36回すてきに生きる「くすりと健康展」』、13件目は、寝屋川市グラウンド・ゴルフ協会による「第34回新春会長杯グラウンド・ゴルフ大会」、14件目は、第24回大阪保育子育て人権研究集会実行委員会による「第24回大阪保育子育て人権研究集会」、15件目は、寝屋川市テニス協会による「レディースカップ大会」、16件目は、親子の思い出づくり実行委員会による「寝屋川親子DE縁日まつり」でございます。

以上でございます。

### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにございますか。

はい、村瀬課長。

#### ○村瀬総合教育研修センター課長

10月の一般事務報告をいたします。

資料に記載はございませんが、10月24日から27日まで、秋田視察を行いました。総勢54名が参加し、学び多き有意義な4日間となりました。

内容といたしましては、初日に、秋田市教育委員会事務局による秋田市の教育についての研修会、2日目に、市内4校の中学校の視察、3日目に、3校の小学校へ分散して訪問し、朝の登校の様子から放課後までの1日を通しての視察を行いました。

今回視察に参加した教員は、秋田の探究型学習や家庭学習、教員のチーム力、そして子供たちの姿を見て、それぞれ大きなカルチャーショックを受け、そこで得た課題等を持ち帰ってきたところがございます。今後はこの秋田視察で学んだことを報告にまとめ、「ねやがわスタンダード」の冊子の改訂等により、寝屋川教育の取組の実施に向けて、各校に浸透させてまいります。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局から、ほかにも報告はございませんか。

はい、野岸室長。

#### ○野岸文化スポーツ室長兼課長

10月・11月の一般行事報告をいたします。

11月5日及び6日に、寝屋川文化芸術祭を開催いたしました。会場は、寝屋川市駅から市民会館までの各施設、5会場を設け、式典を5日に行い、その後引き続きオープニングイベントといたしまして、日本センチュリー交響楽団による演奏会、また各会場では体験講座、作品展示、舞台発表等を行いました。

当日は、天候にも恵まれまして、約2万2千人にご来場いただき、この2日間を楽しんでいただきました。

次に、11月18日に、寝屋川市文化財保護審議会委員委嘱状交付式及び令和4年度第1回文化財保護審議会を開催いたしました。

内容といたしましては、委嘱状の交付を行った後、第1回文化財保護審議会にて、新たな指定文化財の検討等を議題として、審議していただきました。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。

事務局からほかにもございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、「11月・12月教育委員会行事計画書」について、お伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

11月・12月の行事計画を御説明いたします。

まず、12月1日から12月16日まで開催されます、令和4年12月市議会定例会でございますが、12月5日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、12月8日に、予算決算常任委員会（全体会）、12月13日から15日まで、一般質問が行われる予定でございます。

次に、12月22日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごございませんか。

はい、村瀬課長。

#### ○村瀬総合教育研修センター課長

11月・12月の行事計画を御説明いたします。

12月22日午後2時から、市民会館大ホールにて、寝屋川教育フォーラム2022を開催いたします。3年ぶりに集合開催といたします。

本年度は、今必要な「考える力」を育成する、「言い認め合う」ディベート教育をテーマに、代表4校がディベートマッチを行い、文部科学省懇談会委員、菊池省三先生より御講評・御講演をいただきます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごございませんか。

では、ないようですので、「11月・12月教育委員会行事計画書」については、予定どおりよろしく申し上げます。

次に、3ページでございます。

報告第24号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第24号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるところでございます。

4ページを御覧ください。本職員は中央図書館の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年11月7日から令和5年1月6日までの休職発令

を行ったものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第24号「職員の分限処分について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第25号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました報告第25号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

6ページを御覧ください。本職員は文化スポーツ室の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和4年11月11日から令和5年1月10日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。よろしいですか。

ないようでございます。報告第25号「職員の分限処分について」を、報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、追加議案書1ページでございます。

報告第26号「市長からの意見聴取について」を、議題をいたします。

はい、赤堀次長。

**○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長**

ただ今御上程いただきました報告第26号、市長からの意見聴取につきまして、令和4年12月市議会定例会に付議される議案の教育委員会関係分については、異議がないものとして回答するに当たり、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関

する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、寝屋川市立学校設置条例の一部改正につきまして、条文の朗読を省略させていただきます、改正理由及び改正内容につきまして、御説明いたします。

4ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、改正理由につきましては、寝屋川市立の学校に関しまして、明和小学校及び梅が丘小学校を廃止し、望が丘小学校を設置するとともに、第四中学校を廃止して、望が丘中学校を設置するためでございます。

次に、改正内容につきましては、別表第1におきまして、明和小学校及び梅が丘小学校の規定を削り、望が丘小学校の規定を設けるものでございます。

次に、別表第2におきまして、第四中学校の規定を削り、望が丘中学校の規定を設けるものでございます。

また、附則といたしまして、施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。続きまして、7ページを御覧ください。

令和4年寝屋川市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

まず、人件費等減額補正3億4,163万3千円につきましては、人事院勧告と同様の給与改定、及び職員変動に伴う人件費等の精算補正でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。学校管理費（小学校費）補正額1,807万7千円につきましては、燃料資源価格の急激な高騰に伴う市立小学校及び中学校防犯カメラの使用に係る光熱水費の追加補正でございます。

以下同様の理由により、光熱水費の補正を計上しておりますので、各目での説明は省略いたします。

学校管理費（中学校費）補正額1,271万1千円、並びに幼稚園管理費補正額、114万4千円につきましては、市立中学校、市立幼稚園に係る光熱水費の追加補正でございます。

次に、社会教育総務費補正額311万7千円につきましては、光熱費の増加に伴う地域交流センター（アルカスホール）に係る指定管理者委託料の追加補正でございます。

次に、図書館費補正額468万円につきましては、中央図書館249万7千円、中央図書館西分室48万2千円の光熱水費の追加補正、及びアドバンス寝屋川1号館の共用部分の光熱費に係る中央図書館等機能整備事業の負担金の追加補正75万1千円並びに寝屋川市駅前図書館キャレル95万円の光熱水費の追加補正を合わせたものでございます。

次に、エスポール費補正額190万9千円及び社会体育施設費補正額126万2千円並びに市民体育館費補正額581万1千円につきましては、いずれも光熱費の増加に伴うエスポール、野外活動センター、市民体育館に係る指定管理者委託料の追加補正でございます。

続きまして、9ページ、債務負担行為補正でございます。

これは、債務負担行為の変更でございます、「学校給食調理業務委託（市立第一中学校・第四中学校・第五中学校・第六中学校・第七中学校・友呂岐中学校・中木田中学校）」につきましては、令和5年度から令和6年度までの2年間は、民間調理場を活用することから、債務負担行為を変更するものでございます。

期間を令和4年度から令和5年度までであったものを、令和4年度から令和6年度までに変更し、限度額を3億3,637万円から、6億8,350万1千円に変更するものでございます。

次に、「代替給食調理業務委託（市立楠根小学校）」につきましては、楠根小学校の給食調理を木田小学校において、令和6年度まで継続して行う必要があることから、債務負担行為を変更するものでございます。

期間を令和4年度から令和5年度までであったものを、令和4年度から令和6年度までに変更し、限度額を2,416万5千円から、4,529万3千円に変更するものでございます。

続きまして、財産の取得につきましては、10ページを御覧ください。

取得する財産は、第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格調整備品）で、財産の概要は、(1)普通教室・各種特別教室等の学習関係諸室)のロッカー、本棚、掃除用具入れ、作業・調理・実験台、戸棚等、(2)校長室・職員室・保健室等の管理関係室用のロッカー、書棚、戸棚等、(3)その他、昇降口・廊下の靴箱など、学校用規格調整家具一式でございます。

取得目的は、第四中学校区における小中一貫型学校施設の学校用家具（規格調整備品）を具備するためでございます。

取得の方法は、制限付一般競争入札でございます。取得価格は2億7,060万円（うち消費税及び地方消費税の額2,460万円）で、支払い方法は納入後一括払でございます。

取得の相手方は、株式会社内田洋行大阪支店で、所在地及び代表者名は記載のとおりでございます。

続きまして、財産の取得につきましては、11ページを御覧ください。

取得する財産は、第四中学校区における小中一貫型学校施設の整備に係る学校用家具（規格備品）で、財産の概要は、(1)普通教室・各種特別教室等の学校関係諸室用の机、いす、教卓等、(2)校長室・職員室・保健室等の管理関係室用の机、いす、収納庫、診察台、ベッド等、(3)その他、地域交流スペース等のテーブル及びいすなど、学校用規格家具一式でございます。

取得目的は、第四中学校区における小中一貫型学校施設の学校用家具（規格備品）を具備するためでございます。

取得の方法は、制限付一般競争入札でございます。取得価格は1億8,040万円（うち消費税及び地方消費税の額1,640万円）で、支払い方法は納入後一括払でございます。

す。

取得の相手方は、石元商事株式会社で、所在地及び代表者名は記載のとおりでございます。

続きまして、財産の取得につきまして、12ページを御覧ください。

取得する財産は、寝屋川市立中学校における中学校給食用物品（消耗品類）で、財産の概要は、(1) 椀・ボール・小皿・主菜皿などの食器、(2) 食器かごなどの什器、(3) 各種角型二重食缶などの食缶でございます。

取得目的は、中学校給食を食缶で提供する方法により実施するためでございます。

取得の方法は、制限付一般競争入札でございます。取得価格は6,049万4,698円（うち消費税及び地方消費税の額549万9,518円）で、支払い方法は納入後一括払でございます。

取得の相手方は、株式会社中西製作所大阪支店で、所在地及び代表者名は記載のとおりでございます。

続きまして、指定管理者の指定につきまして、13ページを御覧ください。

寝屋川市立市民体育館の指定管理者として、「特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟」を指定するものでございます。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、報告第26号「市長からの意見聴取について」を、報告どおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。7ページでございます。

議案第36号「寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第36号、寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正する規則につきましては、寝屋川市教育委員会の後援におきまして、申請のあった事業の後援承諾の可否について、より円滑に審査するための不承諾基準及び提出書類の見直しを行うため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正内容について、御説明いたします。10ページ及び11ページの新旧対照表を御覧ください。

まず第2条及び第6条におきまして、後援の申請及び報告の際の提出書類を、具体的に定めるものでございます。

次に、第3条の後援の不承諾につきまして、第4号として、「特定の主義主張又は教義を推進すること等を目的とするものであるとき」を加え、さらに、第3条第2項として、公の秩序または善良の風俗に反し、その他社会的に非難されるような活動を行っていると思われる団体または個人が関係していると認める事業に関しては、後援を承諾しないことを定めるものでございます。

次に、第7条におきまして、必要な書類の様式は、学校教育部長が定めるものとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第36号「寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部を改正する規則について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第37号「公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について」を、議題といたします。

はい、赤堀次長。

#### ○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第37号、公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

13ページを御覧ください。

これまでの経過でございますが、令和3年8月2日に、地域交流センターの指定管理者との協定書に係る公文書開示請求があり、当該開示請求に対して、令和3年8月5日に部分開示決定処分を行いましたが、令和3年11月4日付で、部分開示決定処分に係る審査請求書が提出されました。

この審査請求に対し、令和4年7月28日付で弁明書を送付したところ、令和4年8月31日付で、審査請求人から反論書が提出されたものでございます。

今回の反論書に対して、行政不服審査法第9条第3項の規定により、読み替えて適用される法第29条第5項に基づき、再弁明書を送付するとともに、法第9条第3項の

規定により、読み替えて適用される法第30条第1項、並びに法第32条第1項に基づきまして、再弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面や、証拠書類等を提出することができる旨の文書を送付するものでございます。

再弁明書につきましては、15ページから24ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

#### ○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第37号「公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への再弁明書の送付及び再反論書等の提出に係る文書の送付について」を、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、25ページでございます。

議案第38号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、古田課長。

#### ○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第38号、寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和5年度から全市的な小中一貫型小学校・中学校に移行するためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、改正内容につきまして、御説明いたします。28ページから30ページの新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、3点でございます。

1点目は、学校運営協議会の設置に向け、第4条の9、学校評議員に関する規定を削除するものでございます。

2点目は、第11条の2に、小中一貫教育に関する規定を加えるものでございます。

表の左の欄の小学校と、右の欄の中学校においては、学校教育法施行規則第79条の9第1項に基づき、小学校と中学校における教育等を一貫して施すものとするものでございます。

3点目は、第12条の2項として、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校において、教育課程を編成するに当たっては、あらかじめ小中学校の校長間で協議を行うものとする規定を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は令和5年4月1日から施行するものでござ

います。

以上でございます。

**○高須教育長**

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第38号「寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○高須教育長**

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があれば、お願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして、教育委員会11月定例会を終了いたします。